

海上運送法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 対外旅客定期航路事業の届出
- ② 手続根拠 : 事業開始の届出-
海上運送法第 19 条の 4 第 2 項及び海上運送法施行規則第 21 条の 13
事業変更の届出-
海上運送法第 19 条の 4 第 2 項及び海上運送法施行規則第 21 条の 14
事業廃止の届出-
海上運送法第 19 条の 4 第 5 項及び海上運送法施行規則第 21 条の 18
- ③ 手続対象者 : 対外旅客定期航路事業を営もうとする者（変更・廃止の場合は対外旅客定期航路事業を営む者）
- ④ 提出時期 : 事業開始の届出-事業の開始の日の 30 日前まで
事業変更の届出-事業の変更の日の 30 日前まで
事業廃止の届出-事業の廃止の日から 30 日以内
- ⑤ 提出方法 : 主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局等を経由して国土交通省に提出して下さい。（当該所在地を管轄する運輸支局又は海事事務所を経由することもできます）
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 航路図、貨物運送約款（事業開始の場合）、事業変更の場合はその事項による。1 通
- ⑧ 申請書様式 : 特になし
- ⑨ 記載要領・記載例 : 主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局等にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 :

北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課	011-290-1011
東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512
北陸信越運輸局海事振興部海事産業課	025-285-9156
関東運輸局海事振興部旅客課	045-211-7214
中部運輸局海事振興部旅客課	052-952-8013
近畿運輸局海事振興部旅客課	06-6949-6416
神戸運輸監理部海事振興部旅客課	078-321-3146
中国運輸局海事振興部旅客課	082-228-3679
四国運輸局海事振興部旅客課	087-802-6807
九州運輸局海事振興部旅客課	092-472-3155
沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-1836
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 主たる事務所又は営業所を管轄する地方運輸局等

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 特になし
- ② 標準処理期間 : 特になし
- ③ 不服申立方法 : 特になし